

# 議第73号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」といいます。）の一部改正に伴う所要の規定の整備をします。

## 2 改正の内容

### (1) 条例改正に係る法及び省令の改正の内容

転居時等における記載事項変更の手続等の負担軽減や個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進を図るため、法の一部が改正され、通知カード※により個人番号（マイナンバー）を通知する方法が廃止されるとともに、記載事項の変更等の手続が廃止されました。

これに伴い、省令の一部が改正され、交付済の通知カードを紛失した場合等でも、当該通知カードの再交付は行われないうこととされました。

なお、通知カードの廃止後は、個人番号通知書により個人番号を通知することとされました。

※ 通知カードとは、住民票に登録された者の個人番号をその者に通知する際に用いる氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載された紙製のカードであり、住民票に登録された全ての人に対して初回の交付のみ無料で送付されていました。

### (2) 条例の改正内容

通知カードの再交付の事務の廃止に伴い、当該再交付に係る手数料の規定を削除します。

## 3 施行期日

公布の日